

LINE 法人向けサービス 「LINE 広告サービス (デジタルコンテンツ配布系)」

個別約款

第1条 (約款の適用範囲)

1. このLINE 法人向けサービス 「LINE 広告サービス (デジタルコンテンツ配布系)」 個別約款 (以下、「本個別約款」といいます。) は、「LINE 法人向けサービス基本約款」(以下、「基本約款」といいます。) 第1条第2項に定める個別約款として、当社が、運営または管理するサービスまたはアプリケーション (LINE Camera およびLINE PLAY を含みますが、これらに限られません。以下、総称して「LINE サービス」といいます。) における広告商品として契約者に提供するサービス (以下のサービスを含みますが、これらに限られません。以下、総称して「LINE 広告サービス (デジタルコンテンツ配布系)」といい、また、基本約款に定める「本サービス」の一部とします。) の利用について定めるものです。
 - ・プロモーションスタンプ (スポンサードスタンプ、LINE ダイレクトスタンプ、LINE マストビュースタンプなど)
 - ・LINE Camera スポンサーダスタンプ
 - ・LINE PLAY アバタータイアップ
2. LINE 広告サービス (デジタルコンテンツ配布系) に含まれる広告商品のそれぞれの内容、利用料金および契約期間その他の諸条件等は、当社がそれぞれの広告商品につき別途定める「媒体資料」(これに類する資料として当社が提示するものを含みます。) および申込書等によるものとします。
3. LINE 広告サービス (デジタルコンテンツ配布系) の利用については、基本約款、本個別約款、媒体資料および申込書等の全てがあわせて適用されます。これらの内容に齟齬がある場合、申込書等、媒体資料、本個別約款、基本約款の順に各書面に定められた規定が優先して適用されるものとします。

第2条 (定義)

個別約款において使用する用語は、以下の各号の意味で使用し、個別約款で定義されていない用語は基本約款の定めによるものとします。

- (1) 「デジタルコンテンツ」とは、LINE サービスの利用者がLINE サービスにおいて利用することができるデジタルコンテンツ (スタンプもしくはデコレーション素材、またはアバターに関連する装飾等のデジタルコンテンツを含みますが、これらに限られません。) をいいます。
- (2) 「アクション」とは、LINE 公式アカウントを友達登録、契約者商品等 (本条第4号に定義) に関する動画の視聴、契約者商品等 (本条第4号に定義) の購入、または店舗への来店等、LINE サービスの利用者がLINE サービス上およびLINE サービス外において行う特定の行為をいいます。
- (3) 「オリジナルデジタルコンテンツ」とは、LINE 広告サービス (デジタルコンテンツ配布系) の内容として、当社がLINE サービスの利用者に配布 (特定のダウンロードページ (本条第7号に定義) において利用者が特定のデジタルコンテンツをダウンロードするために必要な行為を行った場合に、当該利用者のアカウントに対して当該デジタルコンテンツを付与する行為を含みます。以下、同様とします。) するデジタルコンテンツをいいます。
- (4) 「キャンペーン」とは、契約者が企画・実施する、契約者のサービスまたは商品等 (以下、総

称して「契約者商品等」といいます。)の販売促進活動をいい、特定の利用契約に紐づく個別のキャンペーンを「本キャンペーン」といいます。

- (5) 「素材」とは、オリジナルデジタルコンテンツ、ダウンロードページ（本条第7号に定義）および動画視聴ページ（本条第8号に定義）の制作ならびに導線の設置など、LINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）を提供するために必要となるキャラクター（タレント（本条第6号に定義）の肖像を元に作成された、またはタレントに関連するキャラクターを含みます。）、タレントもしくはオリジナルデジタルコンテンツの対象となる物の原案、企画書、見本、画像、契約者のロゴ、ブランドマーク、テキスト、動画、音、その他の契約者および当社の間で別途合意する素材をいいます。
- (6) 「タレント」とは、契約者に所属し、もしくは契約者が管理し、または契約者と当該契約者のイメージキャラクターとして契約を締結する等、契約者が当該人物の肖像およびパブリシティ権を利用する権利を有する者をいいます。
- (7) 「ダウンロードページ」とは、オリジナルデジタルコンテンツをダウンロードできる、スマートフォン用の Web ページをいいます。
- (8) 「動画視聴ページ」とは、LINE サービスの利用者が動画を視聴するためのスマートフォン用の Web ページをいいます。

第3条（オリジナルデジタルコンテンツの制作と権利帰属）

1. 申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に基づき、オリジナルデジタルコンテンツの制作を当社または契約者のいずれが行うかにより、以下、それぞれ対応する各号の規定が適用となるものとします。
 - (1) オリジナルデジタルコンテンツの制作を当社が行う場合
 - ① 契約者は、オリジナルデジタルコンテンツの制作に必要な素材またはコンセプトを当社に提供し、当社は、別途契約者と合意する時期までに、契約者の監修のもと、当該素材を利用して、またはコンセプトに基づいてオリジナルデジタルコンテンツを制作するものとします。ただし、当社は、オリジナルデジタルコンテンツの制作の全部または一部を第三者に委託できるものとします。
 - ② 前号の定めにかかわらず、当社が、当社の裁量において定める審査基準（以下、「広告掲載基準」といいます。）に基づき、当該素材またはコンセプトの内容が LINE サービスまたは LINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）に適さないと判断をした場合、当社はオリジナルデジタルコンテンツの制作を拒絶できるものとします。この場合、契約者は、当社と別途協議のうえ定める時期までに、当社が適切と判断する素材を提供するものとし、契約者が当該時期までに当社が適切と判断する素材を提供することはできません。また、この場合、当社は当該解除に起因して契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。なお、当社は、契約者に事前の通知なく、広告掲載基準を適宜変更できるものとし、契約者は予めこれを了承するものとします。
 - ③ 当社は、契約者から提供を受けた素材につき、オリジナルデジタルコンテンツの制作が完了し契約者からの承諾を得た時点、または当該素材にかかる利用契約が終了した時点のいずれか早い方の時点において、提供を受けた素材を破棄できるものとします。ただ

し、当社および契約者で素材の扱いに関する事項を別途定めた場合はこの限りではありません。

- ④ 当社および契約者は、本項に基づき制作されたオリジナルデジタルコンテンツが素材の二次的著作物であること、ならびにオリジナルデジタルコンテンツの著作権その他一切の知的財産権および所有権は当社または当社が指定する第三者に帰属することを確認します。

(2) オリジナルデジタルコンテンツの制作を契約者が行う場合

- ① 契約者は、オリジナルコンテンツのイメージ、デザインまたは内容等について当社と協議のうえ、素材を利用してオリジナルコンテンツを制作し、別途契約者と当社が合意する時期までに、当社の指定する方法により、当社に当該オリジナルコンテンツを提供するものとします。なお、契約者は、当該オリジナルデジタルコンテンツの制作にあたり、別途当社が提示するガイドラインまたはポリシー等ならびに契約者および当社が別途合意する仕様に従うものとします。

- ② 契約者より提供されたオリジナルコンテンツの内容が、広告掲載基準に基づき、LINE サービスまたはLINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）に適さないと判断をした場合、当社はオリジナルデジタルコンテンツの配布を拒絶できるものとします。この場合、契約者は、当社と別途協議のうえ定める時期までに、当社が適切と判断するオリジナルデジタルコンテンツを提供するものとし、契約者が当該時期までに当社が適切と判断するオリジナルデジタルコンテンツを提供することはできない場合、当社は当該オリジナルデジタルコンテンツにかかる利用契約を催告期間を設けることなく解除することができます。この場合、当社は当該解除に起因して契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。なお、当社は、契約者に事前の通知なく、広告掲載基準を適宜変更できるものとし、契約者は予めこれを了承するものとします。

2. オリジナルデジタルコンテンツのデザインを当社が第三者に委託する場合、当社は契約者に第三者に委託することの可否を確認する場合があります。契約者が第三者への委託を承諾した場合で、かつ、当社と契約者との間でデザインに関する報酬について合意していた場合、契約者は当該デザイン報酬の全額を支払うことを条件としてキャンセルできるものとします。

第4条（ダウンロードページ）

1. 申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に基づき、オリジナルデジタルコンテンツの配布をダウンロードページを介して行う場合、契約者は、当社と別途合意する時期までに、当社がダウンロードページを制作するために必要な素材および資料等を提供するものとし、当社は契約者の監修のもと、ダウンロードページを制作して、LINE サービス上の、当社の裁量において定める適切な場所に当該ダウンロードページを設置します。ただし、当社は、ダウンロードページの制作を第三者に委託できるものとします。
2. 当社および契約者は、前項に基づき制作されたダウンロードページが素材の二次的著作物であること、ならびにダウンロードページの著作権その他一切の知的財産権および所有権は当社に帰属することを確認します。
3. 当社は、ダウンロードページにかかる利用契約が終了した場合、当該ダウンロードページを直ちに削除するものとします。ただし、当社および契約者間で、その後の扱いに関する事項を別途定めた場合

はこの限りではありません。

4. 契約者は、申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に基づき、契約者が制作するランディングページ内や公式アカウントにおける告知等から本キャンペーンのダウンロードページへの導線を設置することができる場合があります。この場合、契約者は、自らの責任および費用において当該導線を設置するものとし、当社は当該導線の有効性について何ら責任を負わないことを予め承諾するものとしします。

第5条（導線枠の設置）

1. 申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に基づき、LINE サービス上に導線枠（以下「本導線枠」といいます。）を設け、本導線枠内に本キャンペーンまたはオリジナルデジタルコンテンツの配布を促進する内容を表示すること（LINE サービス上の「スタンプショップ」の一覧に掲載することを含みますが、これらに限られません。以下、本導線枠の設置とあわせ、「本導線枠の設置等」といいます。）がLINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）の内容に含まれる場合、契約者は、当社と別途合意する時期までに、当社が本導線枠を設置等するために必要な素材および資料を提供するものとし、当社は当該素材および資料の使用方法について契約者の監修のもと、本導線枠を設置等します。ただし、当社は、本導線枠の設置等を第三者に委託できるものとしします。
2. 当社および契約者は、本導線枠の著作権その他一切の知的財産権および所有権は当社に帰属することを確認します。ただし、当該導線枠内に表示される契約者から提供を受けた素材または資料にかかる部分については、所有権および著作権を含めた一切の権利は、契約者に帰属するものとしします。
3. 当社は、別途申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に特段の定めのない限り、当社の裁量において、本導線枠の設置場所（オリジナルデジタルコンテンツ一覧における順位の変動を含みますが、これらに限られません。）および表示方法（「NEW」表示を含みますが、これらに限られません。）を変更、修正できるものとしします。
4. 当社は、本導線枠において表示される本キャンペーンにかかる利用契約が終了した場合、当該本導線枠を直ちに削除するものとしします。ただし、当社および契約者間で、その後の扱いに関する事項を別途定めた場合はこの限りではありません。

第6条（動画視聴ページ）

1. 申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）に基づき、動画視聴ページの制作がLINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）の内容に含まれる場合、契約者は、当社と別途合意する時期までに、当社が動画視聴ページを制作するために必要な素材および資料を提供するものとし、当社は、契約者の監修のもと、動画視聴ページを制作して、LINE サービス上の、当社の裁量において定める適切な場所に設置します。
2. 当社および契約者は、動画視聴ページの著作権その他一切の知的財産権および所有権は当社に帰属することを確認します。ただし、当該動画視聴ページ内に表示される契約者から提供を受けた素材または資料にかかる部分については、所有権および著作権を含めた一切の権利は、契約者に帰属するものとしします。
3. 当社は、動画視聴ページにかかる利用契約が終了した場合、当該動画視聴ページを直ちに削除するものとしします。ただし、当社および契約者間で、その後の扱いに関する事項を別途定めた場合はこの限り

りではありません。

第7条（当社オリジナルキャラクターの利用）

LINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）の内容として当社のオリジナルキャラクターを使用する場合、契約者は、別途当社が指定するキャラクターの利用に関する約款その他当社が提示する利用条件に同意したうえで、これらを使用するものとする。

第8条（オリジナルデジタルコンテンツの利用および配布）

1. 当社は、申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）または当社より契約者に対して口頭、書面もしくは電子メール等において指定される項目（以下の項目を含みますが、これらに限られません。）に関する条件に基づき、LINE サービスの利用者にオリジナルデジタルコンテンツを配布するものとし、契約者はこれを許諾するものとし、
 - ・オリジナルデジタルコンテンツの種類、個数、配布期間、配布地域、配布条件（特定のアクションを条件とする場合には当該アクション）、各オリジナルデジタルコンテンツの使用期限等の使用条件
2. 契約者は、配布期間中に利用者に配布されたオリジナルデジタルコンテンツは、当該配布期間終了後においても利用者の端末またはLINE サービスの利用のため用いられるアプリを稼働させているサーバ上に保存・保管されること、また、本条第1条に定める使用条件によっては当該配布期間終了後においても利用者が引き続き利用できる場合があることを予め承諾するものとし、
3. 契約者は、配布期間中に利用者に配布されたオリジナルデジタルコンテンツを含む、LINE サービス上における利用者の応答通知（メッセージおよびコメントを含みますが、これらに限られません。）を、当社および当社の提携パートナーが、配布期間中および配布期間終了後に、当該利用者の承諾を得てLINE サービス上およびLINE サービス外で使用（表示、複製および公衆送信を含みますが、これらに限られません。）できることを予め承諾するものとし、
4. 契約者は、LINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）の対象となるLINE サービスの機能として、第三者が運営または管理するサービス上にオリジナルコンテンツを含むコンテンツが共有または提供される場合（例えばLINE Camera で配布されたオリジナルコンテンツを用いて装飾された写真をFacebook、Twitter、またはInstagram等にアップロードする場合を含みますが、これらに限られません。）、当該オリジナルコンテンツの配布期間中および配布期間終了後においても、当該第三者が運営または管理するサービスを稼働させているサーバ上に当該オリジナルコンテンツが保存・保管され、当該第三者が運営または管理するサービスの仕様に従い、当該サービス利用者が当該オリジナルコンテンツを利用できる場合があることを予め承諾するものとし、
5. 契約者は、利用契約期間中および利用契約終了後、契約者が当該利用契約で定められた使用方法以外でオリジナルデジタルコンテンツの全部または一部を使用することを希望する場合、書面（電子メールを含みます。以下、本項において同様とします。）により、当社に当該希望を通知し、当該使用の可否について当社の事前の書面による承諾を得るものとし、
6. LINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）の内容として、オリジナルデジタルコンテンツを利用したプロモーションを当社が主体となり実施し、契約者が当該プロモーションに協賛する場合、当社は、申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）または媒体資料に規定がない場合には個別に契約者と協議し定める当該プロモーションの内容および詳細条件に基づき、当該プロモーションを実施ものとし、この場合、契約者は、当社が当該プロモーションを実施するために必要となる

協力をするものとし、当該プロモーションを実施するために必要となる範囲において、当社は、契約者、オリジナルデジタルコンテンツ、オリジナルデジタルコンテンツにかかるタレント、素材、契約者商品等の名称または標章、登録商標を利用できるものとし、

7. 本条各項に定めるほか、当社は、当社の裁量により、LINE サービスもしくはLINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）の広告宣伝のため、またはその他当社および契約者が別途合意する目的のため、オリジナルデジタルコンテンツを利用契約期間中もしくは利用契約期間終了後、利用できるものとし、

第9条（利用代金等）

1. LINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）における利用代金および利用代金の支払いは、申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）および支払条件（申込書等に記載がない場合には媒体資料とし、媒体資料に記載がない場合には基本約款）によるものとし、
2. 前項の規定にかかわらず、当社によるオリジナルデジタルコンテンツ、ダウンロードページもしくは動画視聴ページの制作、または導線の設置もしくはシリアルコードもしくはその他コードの発行（以下、総称して「当社実施事項」といいます。）がLINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）の内容に含まれる場合において、これらのいずれかが完了しなかった場合、契約者は当社に対して、当社実施事項の実施のために当社が要した費用（実費相当額であり、第三者への委託費用を含みます。）を支払うものとし、ただし、当社の責めに帰すべき事由により当該当社実施事項の実施が完了しなかった場合はこの限りではありません。

第10条（利用許諾、表明保証）

1. 契約者は、素材および契約者がオリジナルデジタルコンテンツに関する著作権その他一切の知的財産権および所有権を有する場合には当該オリジナルデジタルコンテンツ（以下、総称して「素材等」といいます。）における権利関係を適切に処理するものとし、当社のLINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）の提供およびその他、第9条に定める利用を実現するために、必要な限度で、必要な地域において、必要な期間、素材等を利用（以下、「本件利用等」といいます。）する権利（素材等を複製、翻訳、翻案、改変または公衆送信する権利ならびに素材等に関する名称および標章（契約者の登録商標を含みます。）ならびに肖像を利用する権利を含みます。以下、「本件利用権」といいます。）を許諾するものとし、また、オリジナルデジタルコンテンツに関する著作権その他一切の知的財産権および所有権を当社が有する場合、当社は契約者に対し、当該オリジナルデジタルコンテンツにかかる利用契約に定める事項を実施するために必要な範囲を限度として、当該オリジナルデジタルコンテンツを利用する権利を許諾するものとし、いずれの場合においても、素材やオリジナルデジタルコンテンツに音を含む場合、契約者は、一般社団法人日本音楽著作権協会等の著作権管理団体への支払いを行う等権利関係を適切に処理するものとし、
2. 契約者は、当社に対して、本件利用等について、オリジナルデジタルコンテンツまたは素材の著作権者人格権もしくは実演家人格権を行使してはならないものとし、なお、オリジナルデジタルコンテンツまたは素材の著作権者が契約者以外の者である場合、契約者は、かかる著作権者をして、本件利用等について、オリジナルデジタルコンテンツまたは素材の著作権者人格権もしくは実演家人格権を行使させてはならず、かつ著作権法第28条の権利を行使させてはならないものとし、また、オリジナルデジタルコンテンツまたは素材が肖像権またはパブリシティ権の対象である場合、契約者は、当該

肖像権またはパブリシティ権を有する人物（タレントを含みます。）をして、本件利用等について、当該肖像権またはパブリシティ権を行使させてはならないものとします。

3. 契約者は、当社に対し、以下の事項を表明し保証するものとします。以下の事項が真実に反することに起因して、当社に対し、利用者を含む第三者からクレーム、請求または訴訟等が提起された場合、契約者は自らの責任と費用負担によりこれに対応するものとし、当社に損害を与えないものとします。
 - (1) 申込書等の申込を行う者が、当社に対して申込を行う正当な権限を有していること
 - (2) 素材等および契約者が作成したオリジナルデジタルコンテンツが、第三者の権利（著作権、著作者人格権、特許権、商標権、意匠権、実用新案権、営業秘密、名誉権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権、実演家人格権を含むが、これらに限られない。）を侵害していないこと。
 - (3) 契約者が、素材等および契約者が作成したオリジナルデジタルコンテンツに関し、本件利用権を当社に対して許諾する正当な権限を有していること。
 - (4) 素材等および契約者が作成したオリジナルデジタルコンテンツが、適用法令または裁判所、政府機関、規制機関、自主規制機関等の命令・要請を遵守していること

第11条 （免責、損害賠償、その他）

1. 契約者は、LINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）を用いたもしくは関連した広告・宣伝を行うにあたり、またはLINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）に関するコンテンツを制作するにあたり、オリジナルデジタルコンテンツの入手が契約者の商品の購入を条件とするものであるなど、当社の顧客に誤解をさせる文言を使用することは、基本約款第5条第4号、第5号、第8号、または第9号に該当する事項であり、当社が、契約者の広告・宣伝もしくは制作物が当該誤解をさせる文言を使用していること、または誤解をさせるおそれがある文言を使用していると判断する場合には、当社は、LINE 広告サービス（デジタルコンテンツ配布系）の提供を停止できるとともに、契約者に当該文言の修正を求めることができることを確認します。
2. 基本約款第5条に以下の規定を追加します。

「当社は、火災、停電、天災地変等の不可効力、ネットワークおよびシステムの障害、Apple App Store、Google Play 等のプラットフォームによる制限等により本サービスの提供が不可能であると合理的な基準に基づき判断した場合、当社の裁量において、本サービスの提供を停止できるものとします。」
3. 基本約款第7条第1項については以下の通り変更します。

「当社は、第5条（提供停止）に定める事項が存する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。」
4. 基本約款第10条3項については以下の通り変更します。

「当社は、火災、停電、天災地変等の不可効力、ネットワークおよびシステムの障害、Apple App Store、Google Play 等のプラットフォームによる制限等により本サービスの提供が中断ないし停止した場合、または利用契約が解除されたとしても、当該中断・停止および利用契約の解除により契約者に発生した損害につき、一切その責任を負わないものとします。」
5. 基本約款第10条5項については以下の通り変更します。

「当社は、基本約款および個別約款に定める事項に関して、当社の故意または重大な過失によって、契約者に損害を与えた場合に限り、契約者に生じた通常かつ現実の直接損害について、当該損害の原因たる本サービスの申込書等（申込書等に記載がない場合には媒体資料）記載の利用代金または当該

損害が発生した月において契約者が当社に現実に支払った本サービスの利用代金のいずれか低い方の金額を上限として賠償するものとします。」

以上

(実施年月日)

この個別約款は2015年10月27日より制定・施行します。

この個別約款は2017年9月21日より改定・施行します。